

医療保険(有配当/2022) 普通保険約款 目次

(2022年4月実施)

第1編 この保険契約の保険給付に関する規定

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付金の支払限度
- 第3条 給付金等の受取人
- 第4条 給付金を支払わない場合

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

1 総則

- 第5条 総則

2 告知義務

- 第6条 告知義務

3 会社の責任開始期

- 第7条 会社の責任開始期

4 保険料の払込・保険契約の失効

- 第8条 保険料の払込
- 第9条 保険契約の失効
- 第10条 保険契約の払込方法<経路>
- 第11条 保険料の払込が免除された場合の取扱
- 第12条 保険料の払戻
- 第13条 払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第14条 保険料の一括払込または前納

5 保険契約の復活

- 第15条 保険契約の復活

6 給付金等の請求手続、支払の時期および場所

- 第16条 給付金等の請求手続、支払の時期および場所

7 更新

- 第17条 主契約の更新

8 保険契約の内容の変更

- 第18条 払込方法の変更
- 第19条 入院一時給付金額等の減額
- 第20条 契約者の変更
- 第21条 傷害疾病給付受取人の変更

- 第22条 死亡時支払金受取人の変更
- 第23条 遺言による給付金等の受取人の変更
- 第24条 契約者または給付金等の受取人の代表者
- 第25条 契約者の住所の変更
- 第26条 法令等の改正に伴う手術給付金等の支払事由の変更

9 被保険者の死亡

- 第27条 被保険者の死亡

10 保険契約の取消、無効および解除

- 第28条 詐欺による取消
- 第29条 不法取得目的による無効
- 第30条 告知義務違反による解除
- 第31条 重大事由による解除

11 解約

- 第32条 解約
- 第33条 給付金の受取人による保険契約の存続

12 払戻金

- 第34条 払戻金

13 社員配当金

- 第35条 社員配当金の割当および支払

14 年齢の計算・その他

- 第36条 年齢の計算
- 第37条 年齢または性別の誤りの訂正
- 第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行
- 第39条 時効
- 第40条 契約内容の登録

15 特則

- 第41条 特別条件特則
- 第42条 転換後契約との同時締結に関する特則
- 第43条 情報端末による保険契約の申込等に関する特則
- 第44条 新団体医療保険契約等からの加入に関する特則

医療保険(有配当/2022) 普通保険約款

医療保険(有配当/2022) 普通保険約款

第1編 この保険契約の保険給付に関する規定

(給付金の支払)

第1条 この保険契約の給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

第1条 備考

【備考1】責任開始

保険契約の復活(第15条)が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】疾病

異常分娩(別表17)を含みます。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	入院一時給付金	被保険者が、保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院を開始したとき。 ア. 責任開始 ^{【備考1】} 期以後に生じた傷害または疾病 ^{【備考2】} を直接の原因とする入院 イ. 治療を直接の目的とする入院 ^{【備考3】} ウ. 病院または診療所（別表14）における別表8に定める入院 エ. 入院日数が1日 ^{【備考4】} 以上の入院	1回の入院につき、 入院一時給付金額	傷害疾病給付受取人
(2)	長期入院給付金	被保険者が、前号の支払事由に該当する入院をし、1回の入院における保険期間中の入院日数 ^{【備考5】} が30日を超えたとき。	長期入院給付金日額 × (1回の入院における保険期間中の入院日数 ^{【備考5】} - 30日)	
(3)	手術給付金	被保険者が、保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表15-1に定める手術を受けたとき。 ア. 責任開始 ^{【備考1】} 期以後に生じた傷害または疾病 ^{【備考2】} を直接の原因とする手術 イ. 治療を直接の目的とする手術 ^{【備考6】} ウ. 病院または診療所（別表14）において受けた手術	第1号の支払事由に該当する入院中に受けた手術のとき。 手術1回につき、 入院一時給付金額×50% 第1号の支払事由に該当する入院中以外に受けた手術のとき。 手術1回につき、 入院一時給付金額×20%	
(4)	放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表16に定める放射線治療を受けたとき。 ア. 責任開始 ^{【備考1】} 期以後に生じた傷害または疾病 ^{【備考2】} を直接の原因とする放射線治療 イ. 治療を直接の目的とする放射線治療 ウ. 病院または診療所（別表14）において受けた放射線治療 エ. すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日を経過した後に受けた放射線治療	放射線治療1回につき、 入院一時給付金額×50%	

【備考3】治療を直接の目的とする入院

治療のための入院をいい、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

【備考4】入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。

【備考5】入院日数

第6項の規定により2回以上の入院を1回の入院とみなす場合には、それぞれの入院の入院日数を通算した日数とします。

【備考6】治療を直接の目的とする手術

治療のための手術をいい、たとえば、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術などは該当しません。

【備考7】保険契約の締結の際

保険契約の復活（第15条）が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考8】支払限度に到達した入院の退院日

その退院日の翌日からその日を含めて60日以内に開始した入院について、第2条（給付金の支払限度）第3項の規定により長期入院給付金を支払ったときは、当該給付金を支払った最終の入院の退院日とします。

2 被保険者が、責任開始^{【備考1】}期前に生じた傷害または疾病^{【備考2】}を直接の原因として、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院、手術または放射線治療は責任開始^{【備考1】}期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

3 被保険者が、責任開始^{【備考1】}期前に発病した疾病^{【備考2】}を直接の原因として、責任開始^{【備考1】}期以後に、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、会社が、保険契約の締結の際^{【備考7】}に、告知等により知っていたその疾病^{【備考2】}に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病^{【備考2】}は責任開始^{【備考1】}期以後に発病したものと取り扱います。ただし、その疾病^{【備考2】}に関する事実の一部のみが告知されたこと

- により、会社がその疾病^{【備考2】}に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 4 被保険者が、第1項第1号の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、次の各号のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害または疾病^{【備考2】}による継続した1回の入院をしたものとみなして、第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- (1) 入院開始の直接の原因となった傷害または疾病^{【備考2】}と異なる傷害が生じていたときまたは生じたとき。
- (2) 入院開始の直接の原因となった傷害または疾病^{【備考2】}と異なる疾病^{【備考2】}を併発していたときまたは併発したとき。
- 5 第1項から前項までに定めるほか、入院一時給付金の支払については、次のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者が、第1項第1号の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、次のとおり取り扱います。
- ア. それらの入院の原因が同一であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- イ. 前アの規定にかかわらず、入院一時給付金が支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。
- (2) 被保険者が、前号イの規定により別の入院とみなされる入院を2回以上した場合は、次のとおり取り扱います。
- ア. それらの入院の原因が同一であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- イ. 前アの規定にかかわらず、前号イの規定により別の入院とみなされる入院のうち、入院一時給付金が支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。
- ウ. 前イの規定により別の入院とみなされる入院を2回以上したときは、本号の規定に準じて取り扱います。
- 6 第1項から第4項までに定めるほか、長期入院給付金の支払については、次のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者が、第1項第1号の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、次のとおり取り扱います。
- ア. それらの入院の原因が同一であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなして本条および第2条(給付金の支払限度)第1項の規定を適用します。
- イ. 前アの規定にかかわらず、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。ただし、第2条(給付金の支払限度)第1項第2号に定める長期入院給付金の1回の入院についての支払限度に到達した場合には、その支払限度に到達した入院の退院日^{【備考3】}の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。
- ウ. 前イただし書の規定により別の入院とみなされる入院を2回以上したときは、本号の規定に準じて取り扱います。
- (2) 被保険者の入院中に長期入院給付金日額の減額があった場合、第1項第2号に規定する長期入院給付金の支払額は、各日現在の長期入院給付金日額にもとづいて計算します。
- (3) 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合、保険期間の満了時を含む継続入院は、有効中の入院とみなして取り扱います。
- 7 被保険者が、前2項の規定により1回の入院とみなされる入院を同一の日に複数回した場合、それらの入院については次の各号のとおり取り扱います。

号	区分	取扱の内容
(1)	同一の日の最初の入院	その日に退院したものとみなします。
(2)	同一の日の最後の入院	その日の翌日に入院が開始したものとみなします。ただし、入院日数が1日 ^{【備考4】} であるときは、その入院の入院日数を0日とみなします。

(3)	同一の日の前2号以外の入院	その入院の入院日数を0日とみなします。
-----	---------------	---------------------

- 8 手術給付金の支払については、次のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者が、1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、被保険者が受けた手術が、別表15-2に定める手術料が1日につき算定される手術に該当するときは、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。
 - (2) 被保険者が、手術給付金の支払事由に該当する2以上の手術を同日に受けたときは、手術給付金の支払額がもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
 - (3) 被保険者が、手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が別表15-3に定める一連の手術に該当するときは、それらの手術のうち、手術給付金の支払額がもっとも高い手術が1回のみ行なわれたものとみなして手術給付金を支払います。
- 9 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由に該当する2以上の放射線治療を同日に受けたときは、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金を支払います。

(給付金の支払限度)

第2条 入院一時給付金の支払回数および長期入院給付金の支払日数の限度は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 入院一時給付金
通算支払限度は、100回とします。
- (2) 長期入院給付金

1回の入院についての支払限度	通算支払限度
90日	1,000日

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、入院一時給付金の支払回数が前項第1号に定める支払限度に到達した後に、被保険者が生活習慣病（別表18）の治療を直接の目的として入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合^{【備考1】}には、前条の規定にもとづいて入院一時給付金を支払います。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、長期入院給付金の支払日数が第1項第2号に定める支払限度に到達した日の翌日以後に、生活習慣病（別表18）の治療を直接の目的として長期入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合^{【備考2】}には、前条の規定にもとづいて長期入院給付金を支払います。

(給付金等の受取人)

第3条 保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、この保険契約の締結の際、傷害疾病給付受取人を指定することを要します。契約者がこの指定を行なわなかったときは、被保険者が傷害疾病給付受取人として指定されたものとします。

- 2 契約者は、この保険契約の締結の際、被保険者の死亡にともなう支払金がある場合にそれを受け取る者として、死亡時支払金受取人を指定することを要します。

(給付金を支払わない場合)

第4条 第1条（給付金の支払）第1項各号に定める給付金の支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

第2条 備考

【備考1】生活習慣病（別表18）の治療を直接の目的として入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合

【備考2】生活習慣病（別表18）の治療を直接の目的として長期入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合

いずれも前条第4項の規定にかかわらず、傷害または生活習慣病（別表18）以外の疾病による入院を開始したときに生活習慣病（別表18）を併発していた場合、またはその入院中に生活習慣病（別表18）を併発した場合を含みます。ただし、併発した生活習慣病（別表18）について、保険期間中に入院を要する治療を開始した場合に限りです。

第4条 備考

【備考1】薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」CD-10（2013年

給付金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が給付金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合には、その者の故意または重大な過失。ただし、その受取人が給付金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の傷害疾病給付受取人に支払います。
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- キ. 被保険者の薬物依存^{〔備考1〕}
- ク. 地震、噴火または津波
- ケ. 戦争その他の変乱

版) 準拠]に記載された分類項目中、F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

- 2 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

1 総則

(総則)

- 第5条** 第1編（この保険契約の保険給付に関する規定）の規定のほか、この保険契約の締結から消滅までの取扱いについては、本編に定めるところによります。
- 2 この普通保険約款または付加されている特約に別段の定めがない限り、本編は、付加されている特約も含めた保険契約についての規定とします。

2 告知義務

(告知義務)

- 第6条** この保険契約の締結または特約の中途付加の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

3 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

- 第7条** 会社は、次の時からこの保険契約上の責任を負います。
- (1) 会社が、保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 - 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 - 次のいずれか遅い時
 - ア. 第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時
- 2 前項の規定による会社の責任開始の日を、この保険契約の契約日とします。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号に定める事項を記載した保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。
- (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
 - (4) 給付金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 給付金等の額およびその支払方法
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日
- 4 この保険契約の締結後に中途付加された特約の責任開始期については、当該特約の特約条項の規定によるものとします。なお、会社は、特約の中途付加に際して新たな保険証券は発行しません。

4 保険料の払込・保険契約の失効

(保険料の払込)

第8条 保険料の払込期月および猶予期間は、保険料の払込方法<回数>に応じてそれぞれ次のとおりとします。

保険料の払込方法<回数>	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日 ^{【備考1】} の属する月の初日から末日まで。	払込期月の翌月初日から末日まで。
半年払	半年単位の契約応当日 ^{【備考1】} の属する月の初日から末日まで。	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで。 ^{【備考2】}
年払	年単位の契約応当日 ^{【備考1】} の属する月の初日から末日まで。	

- 2 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条第1項に定める払込方法<経路>にしたがい、前項の払込期月内に払い込んでください。
- 3 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

(保険契約の失効)

第9条 前条第2項の保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、この保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

2 この保険契約が効力を失った場合、契約者は、払戻金（第34条）があるときはこれを請求することができます。

(保険契約の払込方法<経路>)

第10条 契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法<経路>を選択することができます。

号	保険料の払込方法<経路>	内容
(1)	口座振替扱	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(2)	団体扱・集団扱 ^{【備考1】}	所属団体または集団を通じ払い込む方法
(3)	集金扱 ^{【備考2】}	会社の派遣した集金人に払い込む方法
(4)	送金扱 ^{【備考3】}	会社の指定した金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法
(5)	店頭持参扱	会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

- 2 前項第3号の払込方法<経路>による場合で、払込期月内に第8条（保険料の払込）

第8条 備考

【備考1】 契約応当日

契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

【備考2】 翌々月の月単位の契約応当日まで。

払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

第10条 備考

【備考1】 団体扱・集団扱

所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限り選択することができます。

【備考2】 集金扱

契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り選択することができます。

【備考3】 送金扱

保険料の払込方法<回数>（第8条）が年払または半年払の場合に限り選択するこ

第2項の保険料の払込がないときは、その保険料を猶予期間（第8条）内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。

3 第1項第3号の払込方法<経路>による場合で、保険料の払込方法<回数>（第8条）が月払の保険契約について猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。

（保険料の払込が免除された場合の取扱）

第11条 この保険契約に付加されている特約に規定する保険料の払込免除事由に該当し、保険料の払込が免除されたときは、以後、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

2 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、この普通保険約款に定める次の各号の取扱いに関する規定は適用しません。

- (1) 払込方法の変更
- (2) 入院一時給付金額等の減額

（保険料の払戻）

第12条 第8条（保険料の払込）第2項の保険料がその払込期月の契約応当日の前日まで払い込まれ、かつ、その日までに次の各号に定める事由に該当したことにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料【備考1】を契約者【備考2】に払い戻します。

- (1) この保険契約の消滅
- (2) この保険契約に付加されている特約の消滅
- (3) 入院一時給付金額、長期入院給付金日額または特約給付金額の減額
- (4) 保険料の払込免除事由の発生

2 保険料の払込方法<回数>（第8条）が年払または半年払の保険契約において、前項第1号から第3号までの事由に該当し、かつ、その該当した日を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれている場合には、会社の定める方法により計算した保険料期間の未経過期間【備考3】に対応する保険料【備考4】に相当する金額を契約者【備考2】に払い戻します。ただし、保険契約の転換によって保険契約が消滅する場合には、その金額を転換価格に充当します。

（払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第13条 第8条（保険料の払込）第2項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間（第8条）の満了日までに次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

とができます。

第12条 備考

【備考1】払い込まれた保険料

保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、払い込まれた保険料のうちその払込を要しなくなった部分に限ります。

【備考2】契約者

給付金を支払うときは傷害疾病給付受取人、被保険者が死亡したとき（死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。）は死亡時支払金受取人とします。

【備考3】保険料期間の未経過期間

第1項第1号から第3号までの事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数とします。

【備考4】保険料

第1項第2号または第3号の事由による場合は、消滅した部分または減額された部分に対応する保険料とします。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	給付金の支払事由	未払込の保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、支払うべき給付金が未払込の保険料に不足する場合は、契約者は、その未払込の保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
(2)	保険料の払込免除事由	契約者は、未払込の保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の一括払込または前納)

第14条 保険料の払込方法<回数> (第8条) が月払の保険契約において、契約者は、会社の定める範囲内で当月分以後3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料を一括払することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 会社所定の率で保険料を割り引きます。
 - (2) この保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中に翌月分以後の保険料^{【備考1】}があるときは、その残額を契約者^{【備考2】}に払い戻します。
- 2 保険料の払込方法<回数> (第8条) が年払または半年払の保険契約において、契約者は、会社の定める範囲内で、年払の場合は2年以上、半年払の場合は1年以上の将来の保険料を前納することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 会社所定の率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の前納金は、会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (3) この保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、次期以後の保険料の前納分があるときは、保険料の前納金の残額を契約者^{【備考2】}に払い戻します。

5 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第15条 第9条 (保険契約の失効) の規定によってこの保険契約が効力を失ってから1年以内であれば、契約者は、必要書類 (別表1) を会社に提出してこの保険契約の復活を請求することができます。この場合、付加されているすべての特約についても同時に復活の請求があったものとして取り扱います。

- 2 会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、契約者は、遅滞なく延滞保険料に会社所定の利率で計算した利息を付けた金額を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 3 第6条 (告知義務) および第7条 (会社の責任開始期) の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第7条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えるものとし、また、同条第3項の規定にかかわらず、保険証券は発行しません。

6 給付金等の請求手続、支払の時期および場所

(給付金等の請求手続、支払の時期および場所)

第16条 給付金の支払事由またはこの保険契約に付加されている特約に規定する保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者または傷害疾病給付受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 支払事由が生じた給付金の受取人^{【備考1】}は、遅滞なく必要書類 (別表1) を会社に提出して、給付金の支払または保険料の払込免除を請求してください。
- 3 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社で支払います。
- 4 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この保険契約の

第14条 備考

【備考1】 翌月分以後の保険料

払込期月の初日から契約応当日の前日までにこの保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合は、当月分以後の保険料とします。

【備考2】 契約者

給付金を支払うときは傷害疾病給付受取人、被保険者が死亡したとき (死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡したときを除きます。) は死亡時支払金受取人とします。

第16条 備考

【備考1】 給付金の受取人

保険料の払込免除については、契約者とします。

締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
(1)	給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2)	給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4)	この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第31条第1項第3号アからオまでに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは傷害疾病給付受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

5 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

号	確認する事項	特別な照会・調査の内容	日数
(1)	前項各号に定める事項	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2)	前項各号に定める事項	弁護士法（昭和24年 法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(3)	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4)	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	契約者、被保険者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5)	前項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

6 前2項の場合、会社は、給付金を請求した受取人に通知します。

7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

8 2以上の給付金の支払事由が重複して生じた場合、第3項から前項までの規定は、それぞれの給付金の請求について適用します。

9 第3項から前項までの規定は、保険料の払込免除の請求について準用します。

7 更新

(主契約の更新)

第17条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2ヵ月前までに主契約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、主契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。）は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。

- (1) 主契約の保険期間を歳満期で定めているとき。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。
 - (3) 主契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- 2 更新後の主契約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の保険期間を被保険者の年齢が80歳に到達する契約当日の前日まで短縮して保険契約を更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- 4 更新日は、更新前の主契約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新後の主契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合の猶予期間については、第8条（保険料の払込）第1項の規定を適用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、更新前の主契約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- 7 主契約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後の主契約について、第1条（給付金の支払）、第2条（給付金の支払限度）および第30条（告知義務違反による解除）の規定ならびに保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の主契約の保険期間と更新後の主契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (2) 更新後の主契約には、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
 - (3) 会社は、契約者に対して新たな保険証券は発行しません。
- 8 第1項第3号の規定により主契約が更新されず、かつ、第1項第1号および第2号の規定に該当しない場合には、会社がこの保険契約と同種の他の保険契約の締結を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの保険契約と同種の他の保険契約を更新時に締結します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、更新前の主契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- 9 この保険契約において指定年齢が指定されている場合には、第1項および第2項の規定中、「80歳」とあるのを「指定年齢」と読み替えます。

8 保険契約の内容の変更

(払込方法の変更)

- 第18条** 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、会社の定める基準に基づき、月払、半年払または年払の保険料の払込方法＜回数＞（第8条）を相互に変更することができます。
- 2 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法＜経路＞（第10条）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法＜経路＞が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかの場合において、この保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、保険料の払込方法＜経路＞を他の払込方法＜経路＞に変更してください。この場合、保険料の払込方法＜経路＞の変更を行なうまでの保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(入院一時給付金額等の減額)

第19条 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、入院一時給付金額、長期入院

給付金日額または特約給付金額を将来に向かって減額することができます。ただし、減額後の入院一時給付金額、長期入院給付金日額または特約給付金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

- 2 前項の場合、減額分については解約されたものとして取り扱い、その部分に対応する払戻金（第34条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

（契約者の変更）

第20条 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、この保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- 2 契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

（傷害疾病給付受取人の変更）

第21条 契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、傷害疾病給付受取人を変更することができます。ただし、傷害疾病給付受取人を被保険者へ変更する場合は、被保険者の同意は不要とします。

- 2 契約者が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が傷害疾病給付受取人に支払うべき給付金等を変更前の傷害疾病給付受取人に支払ったときは、その支払後に変更後の傷害疾病給付受取人から重複してその給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 傷害疾病給付受取人が被保険者以外の場合で、傷害疾病給付受取人が死亡したときは、その法定相続人を傷害疾病給付受取人とします。
- 5 前項の規定により傷害疾病給付受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により傷害疾病給付受取人となった者のうち生存している他の傷害疾病給付受取人を傷害疾病給付受取人とします。
- 6 前2項により傷害疾病給付受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（死亡時支払金受取人の変更）

第22条 契約者は、被保険者の死亡前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。

- 2 契約者が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が死亡時支払金受取人に支払うべき支払金を変更前の死亡時支払金受取人に支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 被保険者の死亡以前に死亡時支払金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡時支払金受取人とします。
- 5 前項の規定により死亡時支払金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人を死亡時支払金受取人とします。
- 6 前2項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による給付金等の受取人の変更）

第23条 前2条に定めるほか、契約者は、法律上有効な遺言により、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人を変更することができます。ただし、死亡時支払金受取人の変更については、被保険者の死亡前に限ります。

- 2 前項の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。ただし、傷害疾病給付受取人を被保険者へ変更する場合は、被保険者の同意は不要とします。
- 3 前2項による受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 契約者の相続人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。

(契約者または給付金等の受取人の代表者)

- 第24条** この保険契約について、契約者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人が2人以上いる場合は、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の契約者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、会社が契約者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - 契約者が2人以上いる場合には、その責任は連帯とします。

(契約者の住所の変更)

- 第25条** 契約者が住所^{【備考1】}を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 前項の通知がなく、契約者の住所^{【備考1】}を会社が確認できなかった場合には、会社が知った最終の住所^{【備考1】}あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

(法令等の改正に伴う手術給付金等の支払事由の変更)

- 第26条** 会社は、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由（第1条）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度（別表10）の改正があり、その改正が手術給付金または放射線治療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。
- 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
 - 本条の規定により支払事由を変更する場合には、変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

9 被保険者の死亡

(被保険者の死亡)

- 第27条** 被保険者が保険期間中に死亡したときは、この保険契約は消滅します。
- 前項の場合、契約者または死亡時支払金受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して会社に通知してください。この場合、払戻金（第34条）があるときは、会社はその払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。
 - 前項の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合には、会社は、前項の払戻金を契約者^{【備考1】}に支払い、死亡時支払金受取人には支払いません。ただし、死亡時支払金受取人のうち一部の受取人の故意によって被保険者が死亡したときは、払戻金のうちその受取人が受け取るべき金額を契約者^{【備考1】}に支払い、残額を他の死亡時支払金受取人に支払います。
 - 前2項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、払戻金の支払はありません。
 - 第16条（給付金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、本条による払戻金の支払の場合に準用します。

10 保険契約の取消、無効および解除

(詐欺による取消)

- 第28条** 契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約の締結もしくは復活または特約の中途付加が行なわれたときは、会社は、この保険契約または付加されている特約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

- 第29条** 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結もしくは復活または特約の中途付加を行なったときは、この保険契約または付加されている特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第25条 備考

【備考1】住所

通信先および集金先を含みます。

第27条 備考

【備考1】契約者

契約者と被保険者が同一人の場合は、契約者の死亡時の法定相続人とします。

(告知義務違反による解除)

- 第30条** 契約者または被保険者が、第6条（告知義務）または第15条（保険契約の復活）第3項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの保険契約または付加されている特約のみを解除することができます。
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約または付加されている特約のみを解除することができます。
- 3 前項によりこの保険契約または付加されている特約を解除した場合、会社は、給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または傷害疾病給付受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除をします。
- 5 本条によるこの保険契約または付加されている特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人に通知します。
- 6 本条の規定によってこの保険契約または付加されている特約を解除した場合に、その部分に対応する払戻金（第34条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。
- 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定による解除を行なうことができません。
- (1) 会社が、この保険契約の締結もしくは復活または特約の中途付加の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
- (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、第6条（告知義務）または第15条（保険契約の復活）第3項の規定による告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
- (3) 保険媒介者が、第6条（告知義務）または第15条（保険契約の復活）第3項の規定による告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
- (5) 責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかつたとしても、契約者または被保険者が、第6条（告知義務）または第15条（保険契約の復活）第3項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第31条** 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約または付加されている特約のみを解除することができます。

号	重大事由
(1)	契約者、被保険者 ^{【備考1】} または給付金 ^{【備考2】} の受取人が、この保険契約の給付金 ^{【備考3】} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この保険契約の給付金 ^{【備考3】} の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

第30条 備考

【備考1】責任開始

中途付加された特約については、当該特約の責任開始とします。また、保険契約の復活（第15条）の際の告知義務違反による解除については、その復活の際の責任開始とします。

第31条 備考

【備考1】被保険者

被保険者の死亡（第27条）により保険契約が消滅する場合の払戻金については、被保険者を除きます。

【備考2】給付金

被保険者の死亡（第27条）により保険契約が消滅する場合の払戻金を含みます。

【備考3】給付金

保険料の払込免除および被保険者の死亡（第27条）により保険契約が消滅する場合の払戻金を含みます。

【備考4】給付金の支払事由

(3)	<p>契約者、被保険者または給付金^{【備考2】}の受取人が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。</p> <p>エ. 契約者または給付金^{【備考2】}の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p>
(4)	<p>他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合</p>
(5)	<p>他の保険契約（契約者、被保険者または給付金^{【備考2】}の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金^{【備考2】}の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p>

- 2 会社は、給付金の支払事由^{【備考4】}または保険料の払込免除事由が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約または付加されている特約のみを解除することができます。
- 3 前項によりこの保険契約または付加されている特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由^{【備考4】}または保険料の払込免除事由による給付金^{【備考2】}（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金^{【備考2】}の受取人のみであり、その受取人が給付金^{【備考2】}の一部の受取人であるときは、給付金^{【備考2】}のうち、その受取人に支払われるべき給付金^{【備考2】}をいいます。以下本項において同じ。）を支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに給付金^{【備考2】}を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの保険契約または付加されている特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者、傷害疾病給付受取人または死亡時支払金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によってこの保険契約または付加されている特約を解除した場合に、その部分に対応する第34条の払戻金^{【備考5】}があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

11 解約

（解約）

第32条 契約者は、いつでも将来に向かってこの保険契約または付加している特約の解約を請求することができます。

- 2 前項の規定によりこの保険契約または付加されている特約が解約された場合に、その部分に対応する払戻金（第34条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

（給付金の受取人による保険契約の存続）

第33条 契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約または付加されている特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のいずれかに該当する傷害疾病給付受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払う

被保険者の死亡（第27条）を含みます。

【備考5】払戻金

第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、払戻金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し払戻金を支払わないときは、保険契約のうち当該払戻金を支払わない部分の払戻金をいいます。

べき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 契約者の親族

(2) 被保険者または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

3 傷害疾病給付受取人は、前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	被保険者が死亡し、会社が払戻金（第34条）を支払うべき場合	会社は、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、契約者に支払います。
(2)	給付金の支払事由が発生し、会社がその給付金を支払うべき場合で、その支払によりこの保険契約に付加されている特約が消滅するとき。	会社は、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、傷害疾病給付受取人に支払います。

12 払戻金

（払戻金）

第34条 この保険契約における払戻金は、主契約および付加されている特約^{【備考1】}ごとに、経過年月数^{【備考2】}によって会社の定める方法で計算した金額^{【備考3】}とします。

2 本条の払戻金の支払については、第16条（給付金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定を準用します。

13 社員配当金

（社員配当金の割当および支払）

第35条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の各号に該当する保険契約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当てます。割り当てた社員配当金は、それぞれ当該各号に定める方法により支払います。

第34条 備考

【備考1】 特約

特約条項において払戻金がないことを定めている特約を除きます。

【備考2】 経過年月数

保険料払込中の保険契約で、経過年月数が保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、保険料が払い込まれた年月数とします。

【備考3】 会社の定める方法で計算した金額

被保険者の死亡（第27条）により保険契約が消滅する場合の払戻金および給付金の支払回数または支払額が支払限度に到達したことにより消滅する特約の払戻金については、会社の定める方法で計算した責任準備金相当額とします。

第35条 備考

【備考1】 契約者

被保険者の死亡により保険契約が消滅する場合は、死亡時支払金受取人とします。

【備考2】 特約

特約条項において社員配当金の支払がないことを定めている特約を除きます。

号	割当の対象となる保険契約	支払方法
(1)	次の事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約	次の事業年度に到来する契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、次の方法で支払います。 ア. 次の事業年度に到来する契約応当日から会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てます。 イ. 前アの規定によって積み立てた社員配当金は、契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに契約者 ^{【備考1】} に支払います。
(2)	次の事業年度中に、保険契約の転換により消滅する保険契約	転換価格に充当します。
(3)	次の事業年度中に、主契約の保険期間が満了する保険契約	保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限り、保険期間が満了するときに契約者に支払います。ただし、主契約が更新するときは、更新日から第1号の規定に準じて積み立てます。
(4)	次の事業年度中に、付加されている特約 ^{【備考2】} の保険期間が満了する保険契約（前号に該当する場合を除きます。）	その特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限り、特約の保険期間満了の日の翌日から第1号の規定に準じて積み立てます。

2 前項の割当のほか、会社は、この保険契約が所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てることがあります。この社員配当金は、前項各号に定める支払方法に準じた方法により支払います。

3 第16条（給付金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、本条第1項第1号の場合に準用します。

14 年齢の計算・その他

（年齢の計算）

第36条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（年齢または性別の誤りの訂正）

第37条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。

号	区分	取扱の内容
(1)	契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲内であった場合	契約当初から実際の契約年齢でこの保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料または入院一時給付金額、長期入院給付金日額もしくは特約給付金額を更正します。
(2)	契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外であった場合	ア. 年齢の誤りが発見された日における被保険者の実際の年齢が、会社の契約する年齢の範囲内であった場合には、その最低の契約年齢に達した日にこの保険契約を締結または特約を付加したものとみなし、すでに払い込まれた保険料をその保険料に充当します。 イ. 前ア以外の場合は、会社は、この保険契約または付加されている特約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。

- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、契約当初から契約日における実際の性別で保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料を更正します。

(被保険者の業務の変更、転居および旅行)

第38条 被保険者がこの保険契約の継続中に、どのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も特別保険料の請求もしないで、保険契約上の責任を負います。

(時効)

第39条 給付金、払戻金、社員配当金その他のこの保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(契約内容の登録)

第40条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類および入院給付金の日額
 - (3) 契約日（復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

15 特則

(特別条件特則)

第41条 この特則は、この保険契約の締結の際に被保険者の健康状態等が会社の定める基準に適合しない場合に適用し、次の各号のうちいずれか1つまたはそれらを併用した特別条件を付けます。

号	特別条件の種類	特別条件の内容								
(1)	特別保険料 領収法	本号の特別条件を付けた主契約および特約については、普通保険料に会社の定める一定金額の特別保険料を加えた金額を当該主契約および特約の保険料とします。この場合、当該主契約および特約の払戻金（第34条）は普通保険料に特別保険料を加えた保険料に基づいて計算します。								
(2)	特定部位 不担保法	<p>会社が保険契約の締結の際に定めた特定部位不担保期間中に、身体部位（別表19）のうち会社が指定した部位に下表に定める給付金の支払事由が発生した場合、会社はその給付金を支払いません。^{【備考1】}</p> <p>ただし、次のいずれかによって給付金の支払事由に該当した場合を除きます。</p> <p>ア. 不慮の事故（別表11）</p> <p>イ. 不慮の事故（別表11）以外の外因</p> <p>ウ. 感染症（別表12）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保険種類</th> <th style="width: 50%;">給付金の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主契約</td> <td>入院一時給付金、長期入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金</td> </tr> <tr> <td>生活習慣病入院特約</td> <td>生活習慣病入院一時給付金</td> </tr> <tr> <td>女性疾病入院特約</td> <td>女性疾病入院一時給付金</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	給付金の名称	主契約	入院一時給付金、長期入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金	生活習慣病入院特約	生活習慣病入院一時給付金	女性疾病入院特約	女性疾病入院一時給付金
保険種類	給付金の名称									
主契約	入院一時給付金、長期入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金									
生活習慣病入院特約	生活習慣病入院一時給付金									
女性疾病入院特約	女性疾病入院一時給付金									
(3)	給付金削減 支払法	<p>会社が保険契約締結の際に定めた給付金削減期間中に、前号に定める給付金の支払事由が発生した場合、会社は、入院一時給付金額、長期入院給付金日額または特約給付金額を半額に削減した金額を基準としてこれらの給付金を支払います。^{【備考2】}</p> <p>ただし、次のいずれかによって給付金の支払事由に該当した場合には削減支払はしません。</p> <p>ア. 不慮の事故（別表11）</p> <p>イ. 不慮の事故（別表11）以外の外因</p> <p>ウ. 感染症（別表12）</p>								

2 前項第1号の特別条件が付けられている主契約または特約が更新する場合には、更新後の主契約または特約にも更新前と同一の特別条件を付けて更新するものとします。この場合、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の主契約または特約の保険期間にもとづいて計算します。

3 第1項第2号の特別条件が付けられており、かつ、その不担保期間が「全期間」である主契約または特約が更新する場合には、更新後の主契約または特約にも更新前と同一の特別条件を付けて更新するものとします。

(転換後契約との同時締結に関する特則)

第42条 転換により成立する保険契約との一括申込により、当該保険契約と同時にこの保険契約を締結した場合、この保険契約の取扱いについては、この普通保険約款および各特約条項に定めるほか、新転換特約の「医療保険契約との同時締結に関する特則」の規定によるものとします。

(情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

第43条 契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末等の情報機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込または告知をすることが

第41条 備考

【備考1】 給付金を支払いません。

被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

【備考2】 入院一時給付金額、長期入院給付金日額または特約給付金額を半額に削減した金額を基準としてこれらの給付金を支払います。

長期入院給付金については、削減期間中の入院日数についてこの取扱いをします。

できます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約者は、保険契約申込書への記載に代えて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 契約者または被保険者は、書面による告知に代えて、情報端末への表示により会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。

(新団体医療保険契約等からの加入に関する特則)

第44条 新団体医療保険普通保険約款または新団体医療保険家族特約の規定により、新団体医療保険契約または新団体医療保険家族特約（以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約への加入が行なわれた場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始^{【備考1】}期前の原因により、この保険契約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
- (2) 被保険者が、この保険契約の責任開始^{【備考1】}の日を含んで継続して入院している場合、その入院は、加入前契約の有効中の入院とみなして、加入前契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。この場合、その入院については、第1条（給付金の支払）の入院一時給付金および長期入院給付金の支払に関する規定は適用しません。
- (3) 加入前契約における災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数については、30で除した数（小数点以下切上げ）をこの保険契約における入院一時給付金の通算支払限度の計算に算入します。
- (4) 加入前契約または加入前契約のうちこの保険契約に加入した被保険者に対する部分に詐欺または給付金の不法取得目的があった場合には、この保険契約に詐欺または給付金の不法取得目的があったものとします。

第44条 備考

【備考1】この保険契約の責任開始

この保険契約の復活の際の責任開始を除きます。